

政令第二百三十八号

関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第十号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十三条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税定率法施行令の一部改正）

第一条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一号を加える。

六 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する

日本国とオーストラリアとの間の協定第七条5の規定に該当する貨物

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第五号」を「第六号」に改める。

## 附 則

この政令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。